

# IASBが気候関連の設 例案のほぼ確定版を公 表

## はじめに

### 重要ポイント

- IASBは、「気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示」ほぼ確定版のスタッフ草案を公表した。
- これらの設例は、IFRS会計基準における既存の要求事項に基づくものである。
- 本設例には、発効日や経過措置はない。ただし、企業は、本設例に基づき変更を行うための「十分な時間」を確保できる。
- 最終的な修正は2025年10月に公表される予定である。

2025年7月24日、国際会計基準審議会(IASB)は、「気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示」のほぼ確定版のスタッフ草案を公表した。IASBは、当該設例の最終版を2025年10月に公表する予定である。当該ほぼ確定版の草案は、設例に基づき、企業が財務諸表に追加の開示が必要となるか、またその場合にどのように開示すべきかの検討を始めるための参考となることを意図している。

本設例は、財務諸表における気候関連及びその他の不確実性の報告を改善することを目的としており、特に一般目的財務報告書内における情報の一貫性並びに財務諸表における気候関連リスク及びその他の不確実性の情報についてステークホルダーが抱く懸念に対応するためのものである。本設例は、企業がIFRS会計基準の既存の要求事項を適用して、財務諸表における不確実性の影響をどのように報告するかを、気候関連の設例を用いて説明している。本設例は、IFRS会計基準における既存の要求事項の追加又は変更を伴うものではない。

## 設例1

設例1は、企業がIAS第1号「財務諸表の表示」第31項(IFRS第18号「財務諸表の表示及び開示」第20項)をどのように適用するのかを示している。この規定は、IFRS会計基準の特定の要求事項を遵守するだけでは、特定の取引、その他の事象及び状況が企業の財務諸表に与える影響を財務諸表利用者が理解するために不十分である場合、追加的な開示を行うかどうかを企業が検討することを求めている。

本設例は、IAS第1号第31項の適用方法の1つを示している(IFRS実務記述書第2号「重要性の判断の行使」のステップ4と整合している)。設例1では、異なる結論に至る2つの異なるシナリオを示しており、企業が追加的な開示の必要性を検討する際の参考となることを目的としている。



Shape the future  
with confidence

いずれのシナリオにおいても、企業の気候関連移行計画又は温室効果ガス排出方針は、その資産及び負債の認識又は測定に何ら影響を及ぼすものではなく、また、IFRS会計基準における特定の開示要求も適用されない。また、いずれのシナリオにおいても、IAS第1号第31項を適用するに当たり、企業はその取引又は事象に関する知識及び経験をもとに、より広い視点から財務諸表案を検討し、財務諸表においてすべての重要性がある情報が提供されているかどうかを判断する。

### シナリオ1

シナリオ1において、気候関連リスクに対して重要なエクスポージャーを有する企業は、自社の移行計画が財務諸表に及ぼす影響がないことについて説明することが、重要性がある情報を提供するとの判断を下した。このため、当該企業は移行計画が財務諸表に影響がないことに関する情報を開示している。当該企業は、IAS第1号第31項の適用において、影響がないことに関する情報を開示する際に、事実及び状況(利用者の期待などの外部要因を含む)を考慮し、重要性について判断している。

### シナリオ2

シナリオ2において、企業は気候関連の移行リスクに対するエクスポージャーが限定的であり、自社の温室効果ガス排出方針が財務諸表に与える影響がない旨の説明は、当該企業が属する産業を含む複数の理由により、企業にとって重要性がある情報を提供しないと判断した。

### 設例2

設例2は、のれん又は耐用年数を確定できない無形資産の減損テストに用いた見積りに関する開示要求を含めたIAS第36号「資産の減損」第134項の要求事項を説明している。また、設例2は、のれんの回収可能価額が帳簿価額を上回っている場合に、のれんの減損テストに関連して企業が主要な仮定及び感応度分析をどのように開示するかを例示している。設例2及び設例3ともに、重要性がある情報を提供する場合には、割引率や成長率だけでなく、すべての主要な仮定を開示すべきであることを強調している。

### 設例3

設例3は、会計上の見積りに関する不確実性の要因についての開示要求を含めたIAS第1号第125項及び第129項の要求事項を説明している。設例3では、仮定の修正が、翌事業年度に資産及び負債の帳簿価額の修正をもたらす可能性がある場合、たとえ当該過程が翌事業年度中に解消されない場合であっても、企業が、翌事業年度中に資産及び負債の帳簿価額に重要性がある修正を生じさせるリスクが高い仮定に関する情報を開示することを求められる可能性があることを説明している。また、本設例は、修正の要因となり得る複数のリスク要因に加えて、企業が開示する可能性がある情報の例も示している。

### 設例4

設例4は、信用リスクの開示要求を含めたIFRS第7号「金融商品：開示」第35A項から第38項の要求事項を説明している。本設例に示されている事実関係では、企業は、気候関連リスクが信用リスクに対するエクスポージャーに重大な影響を与える2つの貸付金ポートフォリオを識別している。当該設例は、企業が、気候関連リスクが、当該2つのポートフォリオに係る信用リスクに対するエクspoージャーに与える影響に関する情報は重要性があると判断する場合に考慮する複数の要因、及びIFRS第7号第35A項から第38項の要求事項を適用して開示される情報の例を提供している。

## 設例5

設例5は、認識した引当金のクラスごとの開示要求を含めたIAS第37号「引当金、偶発負債及び偶発資産」第85項に規定される要求事項を説明している。設例5では、工場解体及び敷地原状回復の義務を決済するためのコストは、現在価値に割り引かれているため、認識される引当金に金額的に重要性はないものの、当該義務に関する情報に重要性がある場合に、企業がIAS第37号第85項に従った情報を提供している。本設例は、当該義務が重要性があるか否かの判断に関連する可能性がある複数の要因を例示している(例えば、早期決済リスク)。

## 設例6

設例6は、集約及び分解に関する開示要求を含めたIFRS第18号「財務諸表における表示及び開示」第41項から第42項及びB110項の要求事項を説明している。設例6では、企業は、同じクラスに属するものの、これらの使用に伴い発生する温室効果ガス排出量が異なる2種類の有形固定資産(PP&E)を所有し、使用している。企業は、例えば、財務諸表の注記において、2種類の有形固定資産の帳簿価額を分解して情報を開示している。本設例は、2種類の有形固定資産のリスク特性が十分に異質であることから、これらの有形固定資産に関する情報を分解して開示することで重要性のある情報を提供できるかどうかを判断する際に、企業が考慮し得る要因の一例を示している。<sup>1</sup> 本設例は、(IAS第1号の要求事項とは異なる)IFRS第18号の要求事項の適用を示しているが、企業はIAS第1号第29項から第31項及び第77項を含む該当する要求事項を適用する際にも、分解された情報が重要性があるかどうかを考慮する必要がある。

## 開示事項の変更の実施

最終的な設例が公表される際には、IFRS会計基準に付属する設例として提供されることになる。ただし、これらを関連する基準に追加しても、IFRS会計基準の要求事項を追加又は変更するものではない。このため、これらには発効日や経過措置は定められていない。しかしながら、IASBは、これらがIFRS会計基準における開示要求の適用方法に関する追加的な見解を提供するものであることから、企業が財務諸表への変更を実施するための十分な期間が与えられるべきと考えている。「十分な時間」という定義は存在せず、この用語はIFRS解釈指針委員会(IFRIC)のアジェンダ決定に係る文脈でも用いられている。この点に関し、IASBは「十分な時間」とは数年ではなく、数か月を念頭に置いていることを示している。<sup>2</sup>

### 弊法人のコメント

企業は財務諸表に対する変更を実施するための十分な期間が認められているが、本設例はIFRS会計基準における既存の要求事項を反映したものであり、規制当局が企業に対して本設例を次の財務諸表一式においてから考慮することを期待する可能性が高い。IASBは、本設例が気候関連リスクのみに限らず、その他の不確実性にも関連していることを明確にしている。本草案の設例を最終修正版の公表前に入手可能とすることで、企業は、本設例が財務諸表に与える影響を検討する時間をより多く確保できる可能性がある。

EYは、クライアント、EYのメンバー、社会、そして地球のために新たな価値を創出するとともに、資本市場における信頼を確立していくことで、より良い社会の構築を目指しています。

データ、AI、および先進テクノロジーの活用により、EYのチームはクライアントが確信を持って未来を形づくるための支援を行い、現在、そして未来における喫緊の課題への解決策を導き出します。

EYのチームの活動領域は、アシュアランス、コンサルティング、税務、ストラテジー、トランザクションの全領域にわたります。蓄積した業界の知見やグローバルに連携したさまざまな分野にわたるネットワーク、多様なエコシステムパートナーに支えられ、150以上の国と地域でサービスを提供しています。

All in to shape the future with confidence.

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバー・ファームを指し、各メンバー・ファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバー・ファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

### EY新日本有限責任監査法人について

EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバー・ファームであり、監査および保証業務を中心的に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。詳しくはey.com/ja\_jp/about-us/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2025 Ernst & Young ShinNihon LLC.  
All Rights Reserved.

### ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバー・ファームは、皆様が本書を利用したことにより被つたいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

本書には、IFRS® Foundationの著作権に関する資料が含まれています。この資料は、IFRS Foundationの許可を得てEYが複製したものです。第三者による複製または配布の許可は付与されていません。IFRS基準への完全なアクセスおよびIFRS Foundationの活動については、<http://eifrs.ifrs.org>をご覧ください

本資料は005761-25Gblの翻訳版です。

[ey.com/ja\\_jp](http://ey.com/ja_jp)

1 「気候関連の設例を用いて例示した財務諸表における不確実性に関する開示」(ほぼ確定版のスタッフ草案)の設例6の第5項及び第6項

2 IASBが2019年3月20日に公表「Agenda decisions — time is of the essence」